



財務局長会議において挨拶をする伊藤大臣
(7月28日)



子ども霞が関見学デーのひとこま(8月25日)

目次

【トピックス】

- 「金融システム面から見た電子債権法制に関する議論の整理」について…………… 2
- 「行政処分事例集」について…………… 4
- 「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等」について…………… 4
- 「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」について…………… 6
- 「平成17年度検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について…………… 9
- 「企業会計審議会内部統制部会の公開草案」について…………… 10
- 「企業会計審議会監査部会の公開草案」について…………… 10
- 「金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等」について…………… 11
- 「平成17年度金融庁政策評価実施計画の策定等」について…………… 12
- 「金融検査指摘事例集」及び「意見申出事例集」について…………… 13
- 「平成17事務年度 中小・地域金融機関向け監督指針」について…………… 15
- 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について…………… 18
- 「平成17年3月期における不良債権の状況(ポイント)」について…………… 24
- 金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループの開催について…………… 24

【集中連載】

- 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について(第2回「金融機関の取組みに対する総括的な評価」)…………… 26

【金融ここが聞きたい!】…………… 29

【金融便利帳】

- 「保険の銀行窓口販売」について…………… 31

【お知らせ】

- 情報セキュリティに係る注意喚起～フィッシングやスパイウェアへの対応について～…………… 32
- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 35
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 35

【7月の主な報道発表等】…………… 36

【トピックス】

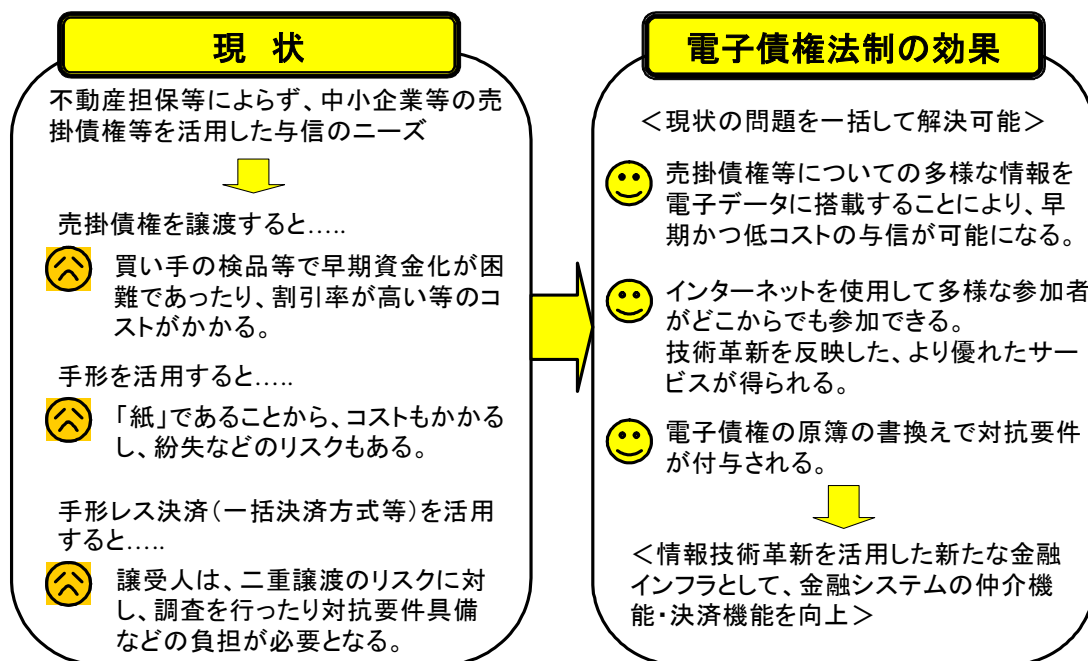
「金融システム面から見た電子債権法制に関する議論の整理」について

「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ（以下、「情報技術革新 WG」という）」（座長：野村 修也中央大学法科大学院教授）は、「IT政策パッケージ」等のIT戦略本部決定に基づき、「[金融改革プログラム](#)」に掲げられたITの戦略的活用による金融インフラの整備の一環として、金融システム面から見た電子債権法制について本年4月より8回にわたり審議を重ねてきました。その審議内容をまとめたものとして、去る7月6日に、「[金融システム面から見た電子債権法制に関する議論の整理](#)」（以下、「議論の整理」という）」が座長メモという形で公表されました。

1. 「議論の整理」の概要

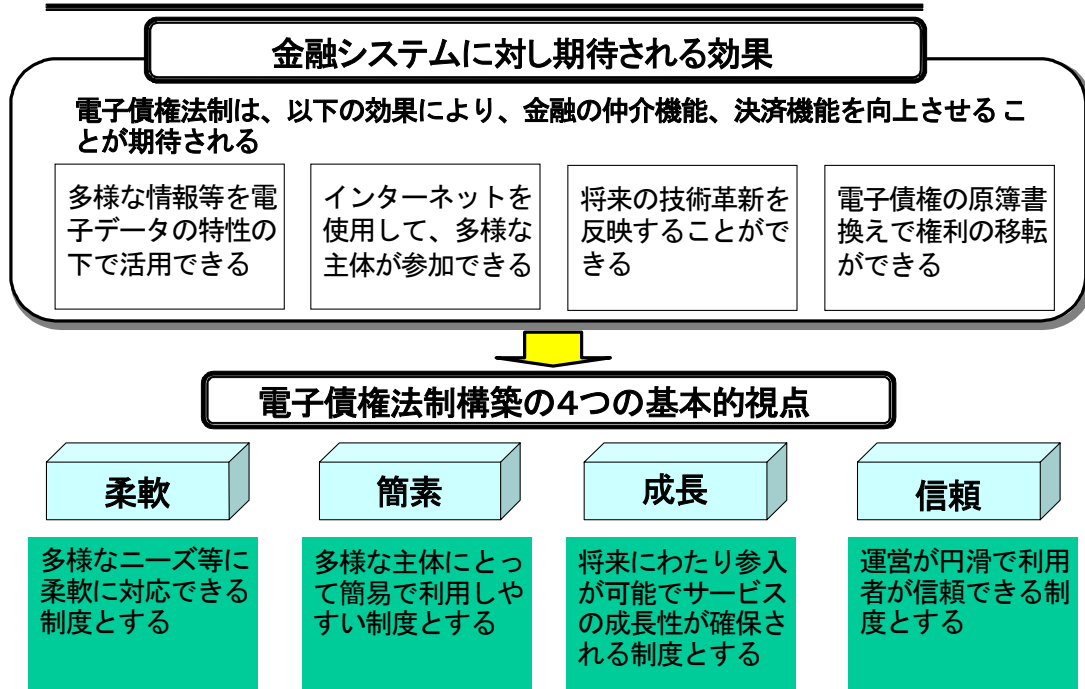
「議論の整理」において、電子債権は、「指名債権とも手形債権とも異なる新しい債権であり、売買等の原因契約とは別個に電子的手段により発生、譲渡されるもの」として位置づけられています。また、現行の指名債権の譲渡や手形制度に関して指摘されている課題を一体的に解決するだけでなく、様々な商流情報等の金融サービスにおける活用を可能にする等、将来の情報技術革新の成果を享受できる新たな金融インフラとして、我が国の金融システムにおける金融仲介機能及び決済機能を一層発展させ得るものであるとされ、具体的には下記のような効果が期待されています。

電子債権法制に期待される金融システムに対する効果



また、電子債権がその期待された効果を顕現するために金融システム面から求められる基本的視点として下の図にある「柔軟」、「簡素」、「成長」及び「信頼」の4点が掲げられており、具体的な電子債権法制等に係る各論点が整理されました。

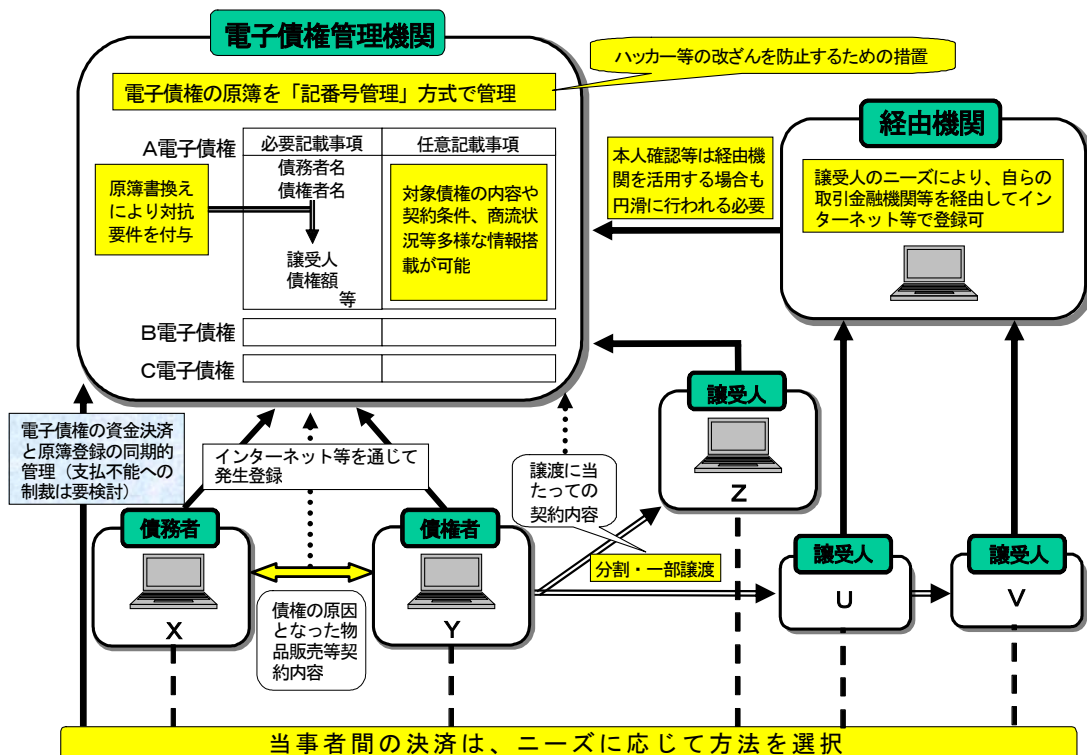
電子債権法制構築に当たっての基本的視点



2. 今後の対応

金融庁としては、今後、関係省庁等において「電子債権法」（仮称）の制定に向けた具体的な検討作業が基本法制等の観点から進められる中で、「議論の整理」において示された上記の「基本的視点」及び各論点等が適切に考慮されることを期待するとともに、金融制度及び金融実務との関係においても、今後の検討の推移を踏まえ、適切な対応を行っていきます。

電子債権のイメージ



「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」の全文及び関係資料をご覧になりたい方は、「報道発表資料」から、「[金融審議会金融分科会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」の座長メモの公表について](#)」（平成17年7月6日）へアクセスしてください。

「行政処分事例集」について

金融機関の法令違反等に対して発出した業務改善命令等の不利益処分については、これまでも金融庁や財務局等のホームページにおいて個々に公表していたところですが、必ずしも一覧性があり、検索が可能なものとはなっていませんでした。

過去において発出した法令違反等に対する不利益処分の公表は、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点や、行政の透明性を確保する観点から極めて重要と考えており、今回、平成14年度から16年度までに金融庁及び財務局等が発出・公表した業務改善命令等の不利益処分に関する事例を「[行政処分事例集](#)」として取りまとめ、一覧性があり、かつ検索が容易な形で公表することとしました。今後、定期的（半年毎）に更新していく予定です。

※ 「行政処分事例集」の公表については、詳しくは金融庁ホームページの「[所管金融機関の状況（状況の一覧へ）](#)」から「[行政処分事例集](#)」にアクセスしてください。

※ 「行政処分事例集」の便利な使い方

Excelファイルのオートフィルタ機能を使って、条件を指定することで、ご覧になりたい処分の事例を簡単に探し出すことが出来ます。さらに抽出機能を使用すれば、例えば、以下のような検索も可能です。

- ①「銀行法を含む法律に基づく処分を行った事例」の抽出
- ②「業務停止を含む処分を行った事例」の抽出
- ③「本人確認関係が主たる契機となって処分を行った事例」の抽出

詳しくは上記の「[行政処分事例集](#)」から「[行政処分事例集の便利な使い方](#)」にアクセスしてください。

「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等」について

金融庁が昨年12月に公表した「[金融改革プログラム](#)」において、医療や介護といったいわゆる第三分野の保険商品について、適切なリスク管理の下で適時適切な保険金等が支払われるよう責任準備金の積立ルールや事後検証ルール等を整備することが、取り組むべき項目の一つとして掲げられています。

これを受け、当庁では、本年2月より「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」において検討を重ね、6月28日に「[第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について](#)」を取りまとめ、公表しました。主な取りまとめ内容としては、次頁のとおりとなっています。

＜第三分野商品の特徴＞

- 医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすい。
- わが国では終身保障タイプが主流。このため、保障期間は長期にわたる。

商品に長期的な不確実性が内在

＜現状と問題点＞

- 標準責任準備金の積立⇒使用する入院率等の発生率は各社の判断
- 危険準備金の積立 ⇒一律・機械的にリスクを計算
- 発生率の事後的な検証⇒検証方法や検証後の対応は各社の判断

この適切性やあるべき姿についての議論が十分でない。

適切なリスク管理の方法や責任準備金積立ルールを議論し、定めることが必要。

＜基本的考え方＞

- 将来的には、発生率のスタンダード化を視野に入れた検討が必要。
⇒ まず、第三分野に関するデータ整備を進めることが必要。
- したがって、当面は、

保険会社において、

- ① 適時・的確な事後検証等による保険料積立金の必要な積立額の確保
- ② ストレステストによる危険準備金の十分な積立水準の確認
- ③ ①及び②の実施状況等の開示

監督当局において、

- ④ 定期的なオフサイトモニタリングの実施

等の施策を厳格に行うことによって対応。(注)

保険会社の財務の健全性の確保 ⇒ より確実な契約者保護

(注) このほか、保険会社はリスク管理態勢の充実や保険計理人の機能強化を着実に図っていくとともに、想定外の事態に対し、契約者が不利益とならない範囲で契約内容の見直しが可能な仕組みの導入についても検討が必要。

今後は、この取りまとめ内容をよく精査した上、平成 18 年度からの適用に向けて、できる限り早期に法令等を整備する予定です。

※ 取りまとめ内容の詳細は、金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等について」の公表について](#)」（平成 17 年 7 月 6 日）にアクセスしてください。

※ 取りまとめを行った経緯等については、[アクセスFSA第 28 号（2005 年 3 月）の「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チームについて」](#)を参照してください。

「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」について

金融庁において開催している「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」（座長 野村修也 中央大学法科大学院教授）は、先般（7 月 8 日）、[「中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～」](#)を取りまとめ、公表しました。

1. 検討の経緯

保険分野においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多いこと、保険商品の多様化・複雑化により消費者に商品内容が理解しづらいものとなっていること等を踏まえ、「[金融改革プログラム](#)」において、利用者保護及び利用者利便の向上の観点から、「保険等の販売・広告等における顧客説明等のあり方」について検討することとしました。

上記課題について専門的・実務的に検討するため、本年 4 月から有識者・サービス利用者等をメンバーとする「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」を開催し、明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様をさらに整理・明確化することを中心に検討を進めてきたところですが、今般、以下のとおり中間論点整理として取りまとめを行いました。

なお、本検討チームの検討項目は、(1) 明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項及び顧客への説明態様をさらに整理・明確化すること、(2) 保険契約における適合性原則の遵守、(3) 公正な競争を促す適正な比較広告の容認の 3 項目で、今般の中間論点整理は(1)に対応するものであり、今後引き続き、(2)適合性原則、(3)比較広告の容認、の順に検討を進めていく予定となっています。

2. 中間論点整理の概要

(1) 特に説明すべき重要事項

保険商品の販売・勧誘時の説明について、以下の指摘がなされました。

- ① 保険商品の多様化・複雑化や説明すべき事項の増加等の理由から、消費者に提供される情報量が過大になっていることにより、かえって消費者の理解が妨げられている。
- ② 各社が提供する情報がまちまちとなっていることにより、消費者の保険商品に対する理解に濃淡が生じるおそれがあるとともに、消費者が複数の会社の商品を比較考量することを困難にしている。

上記指摘を改善するために、以下の施策を行うことが有効との考え方が示されています。

- ① 一般的な消費者であれば理解しようとする意欲を失わない程度の情報量に限定した重要事項を定める。
- ② 商品分野ごとに最低限の重要事項を明確化する。

そして、重要事項を明確化するために、以下の分類に情報を整理し、顧客に提供すべきであるとの考え方が示されています。

- ① 「契約概要」 顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報
- ② 「注意喚起情報」 保険会社が顧客に対して注意喚起すべき情報

この「契約概要」、「注意喚起情報」について、以下の考え方が示されています。

- ① 「契約概要」・「注意喚起情報」の内容については、法令等において枠組みを定め、商品分野ごとの細目については業界において自主ガイドラインを定めるべき。
保障商品性を例にとると、例えば、以下のような枠組みが考えられる。

【「契約概要」の枠組み（案）】	【「注意喚起情報」の枠組み（案）】
ア. 商品の仕組み イ. 保険期間 ウ. 担保内容（主な支払事由、主な免責事由等） （注）通例でない免責事由がある場合には、その旨特記すべき エ. 引き受け条件（保険金額等） オ. 付加できる主な特約及びその概要 カ. 保険料（選択できる特約があれば個別表示） キ. 保険料払込方法、保険料払込期間	ア. クーリングオフ イ. 告知義務（違反） ウ. 責任開始期 エ. 主な免責事由 （注）通例でない免責事由がある場合には、その旨特記すべき オ. 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等 カ. 解約と解約返戻金 キ. セーフティーネット ク. 特に法令等で注意喚起することとされている事項（契約転換制度、金融商品販売法で求められる説明等）

- ② 具体的な情報量については、実効性の観点から、「契約概要」・「注意喚起情報」併せて一定量に収めることが必要（例えば、A 3両面程度までに収めることが望ましいという意見があった）。
- ③ 「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面には、保険会社の苦情相談窓口の連絡先と業界の苦情相談窓口へ苦情を申し立てることができることを記載することが必要。

（2）情報提供時期

情報提供時期については、以下の考え方が示されています。

- ① 「契約概要」を記載した書面については、契約締結前の「十分な時間の余裕をもって」交付することが望ましい。
- ② 「注意喚起情報」については「契約概要」と同一の書面に記載し、「十分な時間の余裕をもって」交付することが望ましい。但し、契約加入の意思を固めた後の方が注意喚起そのものの効果が高まるとの指摘もあることから、「契約概要」と「注意喚起情報」をそれぞれ別の書面に記載した場合は、「注意喚起情報」を記載した書面は、申込時に交付でも足りる。

（3）記載方法

記載方法については、以下の考え方が示されています。

- ① 消費者にわかりやすく記載する。そのためには以下のような方法が有効。
 - ・読みやすさ、メリハリ（文字の大きさ、記載事項の配列等）
 - ・専門用語の見直し、用語の統一
 - ・消費者の関心を引く表現・表記（Q&A方式など）
 - ・グラフや図表の利用
 - ・書面の分離等
- ② 記載方法については、消費者からの苦情相談等を定期的に分析し、書面の記載に反映させるなど、消費者の意見をフィードバックすることが必要。

(4) 説明方法

説明方法については、以下の考え方が示されています。

- ① 以下の事項については、口頭により説明することが必要。
 - ・「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を読むことの重要性
 - ・同書面のうち、主な免責事由など顧客にとって特に不利益な情報が記載された部分を読むことの重要性
- ② 特に乗換え・転換については、「乗換え・転換等は契約者に不利益になるおそれがある」旨、口頭により説明することが必要。

(5) 募集形態に応じた説明方法等

非対面販売（電話・郵便・インターネット等）においても、基本的には、対面販売で定めた内容と同程度の説明を確保することが必要との考え方が示されています。

(6) 募集人の監督・教育

募集人が情報提供を行うことが大半なため、募集人の監督・教育をより一層充実することが重要との指摘がなされています。

(7) ルールの実効性の確保（エンフォースメント）

- ① 当面の方策としては、以下の取組みが考えられるとの指摘がなされています。
 - ・行政による監督
 - ・保険会社の取組み（社内体制の整備、苦情相談窓口の充実、募集時の説明を意識した商品開発の徹底）
 - ・業界における苦情・紛争処理支援機能体制の一層の整備・充実
 - ・苦情件数等の公表
- ② 中期的な課題として、業界の自主規制機関化、裁判外の紛争処理制度の充実等が指摘されています。

(8) 正しい告知を受けるための説明のあり方

生命保険協会が策定した「[正しい告知を受けるための対応に関するガイドライン](#)」を踏まえ、保険会社は保険契約者等から正しい告知を受けるための対応を十分に行うことが必要との考え方が示されています。

(9) 消費者への啓発活動

業界共通のものとして、消費者が保険商品を購入するにあたって留意すべき事項をわかりやすくまとめたもの（購入者手引（バイヤーズガイド））を生命保険文化センター等が作成し、各保険会社、業界団体、金融庁のホームページなどに掲載することが適当との考え方が示されています。また、消費者教育として、義務教育の段階からの保険商品等に関する金融教育に一層取り組んでいくことが望ましいとの指摘がなされています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～](#)」（平成17年7月8日）にアクセスしてください。

「平成 17 年度検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について

金融庁では、先般（7月8日）、[「平成 17 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」](#)を公表し、平成 17 検査事務年度における検査の実施方針や実施予定数を明らかにしました。検査基本方針及び検査基本計画の概要は、以下のとおりです。

（注）平成 17 検査事務年度：平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月

当庁においては、主要行の不良債権問題の正常化を図るとの「[金融再生プログラム](#)」の目標達成を受け、「[金融改革プログラム](#)」の下、「民」の活力を中心にして、利用者満足度を高め、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指しています。

そのなかで、検査に関しては、利用者及び国民経済の立場に立ち、その透明性、効率性、実効性の確保等を図りつつ、金融機関の自主的かつ持続的な経営改善に向けた取組みを促進するため、本検査事務年度より「[金融検査に関する基本指針](#)」に基づき検査を実施するとともに、預金等受入金融機関に対して「金融検査評価制度」を導入することとしています。

こうした新たな取組みの下、現下の金融機関を取り巻く情勢に留意し、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、以下の 4 点を検査重点事項として掲げ、検査を実施することとしています。

① 利用者保護への対応

金融商品・サービスの利用者保護の観点から、金融機関の顧客保護等管理態勢、特に個人情報の保護、説明責任及び契約の適切な履行、苦情等処理態勢等を検証します。また、情報開示や金融取引の安全確保への取組みについて検証します。

② 中小企業の事業再生や地域の再生・活性化への対応

中小企業の事業再生や地域の再生・活性化に資するため、地域金融機関における中小企業の事業再生に向けた取組みの検証とともに、中小企業の経営実態等に即した検査を推進します。

③ プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証

近年、貸出資産の健全性を重視した検査を実施してきましたが、主要行の不良債権問題の正常化等を踏まえ、個々の金融機関の実態に即して、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢についてプロセス・チェックに重点を置いて幅広く検証します。

④ 金融の国際化・構造変化への対応

金融の国際化・構造変化に対応し、金融コングロマリット監督指針を踏まえた検査を行うほか、金融機関のマナー・ローンダリングへの取組み等について検証します。

また、本年度の検査基本計画では、預金等受入金融機関 320 機関、保険会社 15 社、証券会社等 10 社、貸金業者等その他の金融機関 365 社のほか、政策金融機関・日本郵政公社 5 機関の検査を予定しております。

「平成 17 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について、詳しくは金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から、「[平成 17 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画](#)」の公表について」（平成 17 年 7 月 8 日）にアクセスしてください。

「企業会計審議会内部統制部会の公開草案」について

平成 17 年 7 月 13 日に、企業会計審議会内部統制部会から、「[財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）](#)」が公表されました。

本基準（公開草案）が作成され、公表された経緯は以下のとおりです。

昨年来から証券取引法上のディスクロージャーをめぐり不適正な事例が相次いで判明しました。これらの事例においては、企業における内部統制が有効に機能していなかったのではないかとといったことが伺われたことから、昨年 12 月に金融庁が取りまとめ公表した「[ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について](#)」において、財務報告に係る内部統制の充実を図るとの観点から、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請しました。これを受け、企業会計審議会内部統制部会では、本年 2 月以降、11 回に亘り、審議が行われました。

公開草案では、財務報告に係る内部統制の有効性について経営者による評価及び報告並びに公認会計士等による検証を実施する際の方法及び手続が規定されているほか、経営者の評価及び公認会計士等の監査を求めることが過度の負担になるのではないかと議論を踏まえ、財務報告の信頼性の確保という前提は維持しながら、先行して制度が導入された米国における運用の状況等を検証し、評価及び監査のコスト負担が過大とならないための方策が盛り込まれています。

今後、8 月 31 日まで広く一般から意見を募集し、これを踏まえて最終的な基準の取りまとめに向け、同部会で審議が行われる予定です。

「企業会計審議会監査部会の公開草案」について

平成 17 年 7 月 20 日に、企業会計審議会監査部会から、「[監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定について（公開草案）](#)」が公表され、8 月 22 日まで広く一般から意見を募集したところです。

本基準（公開草案）が作成され、公表された経緯は以下のとおりです。

公認会計士監査をめぐっても監査法人の審査体制など監査の品質管理に関連する非違事例が発生したことから、昨年 12 月に金融庁が取りまとめ公表した「[ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について](#)」において、監査基準の見直しなど所要の検討を企業会計審議会に要請しました。

これを受け、企業会計審議会監査部会では、本年 3 月以降、10 回に亘り、審議が行われました。

公開草案では、監査法人等における監査の品質管理の向上の観点から、監査事務所が、監査業務の受任から、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査報告書の発行に至るまでの各段階における品質管理システムを適切に整備・運用し、監査事務所自身が日常的な監視や定期的な検証を行うこと等を求めています。

今後、寄せられた意見を踏まえて最終的な基準の取りまとめに向け、同部会で審議が行われる予定です。

「金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等」について

金融は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野であることを踏まえ、本年4月の個人情報保護法等の施行に合わせ、預金取扱金融機関、証券、保険の各業態の金融機関等に対し、個人情報管理態勢に係る一斉点検を実施するとともに、その結果を6月末までに当局に報告するよう、文書にて要請を行いました。

これに基づき、各金融機関において、本年4月1日時点で管理している個人顧客情報について漏洩等が生じていないかの点検・監査を行った結果、多くの金融機関において紛失等の事実が判明し、それらを取りまとめた結果を7月22日に公表しました。

今回、要請を行った1,069の金融機関のうち、紛失等が発覚した金融機関の数は287機関(26.8%)となっています。個人情報の先数でみると、合計で約678万先について紛失等が発生していますが、そのうち、不正利用などに繋がり、顧客に被害が発生した、又はその可能性が高いと報告されたものはありませんでした。

金融機関の対応としては、紛失等が発覚した287の金融機関全てにおいて、問い合わせ窓口の設置などの顧客対応、あるいは役職員への指導・啓発や業務フローの見直しなど、再発防止のための内部態勢の整備等が講じられている、又は講じられる予定となっています。

今般の一斉点検の結果は、基本的には個人情報保護法等が施行される4月1日以前に発生した事案とはいえ、このように、多くの金融機関において紛失等の事実が判明したことは大変遺憾です。個人情報保護法等の施行後においては、金融機関における顧客情報の適切な管理は、個人情報の保護及び金融機関に対する利用者の信認の確保等の観点から一層重要であると考えており、各金融機関におかれては、引き続き、顧客情報の適切な管理に努めていただきたいと考えています。

※ 金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について、詳しくは、金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等について](#)」(平成17年7月22日)にアクセスしてください。

「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画の策定等」について

1. はじめに

金融庁においては、平成 14 年 4 月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の趣旨を踏まえ、政策評価の実施を通じて、

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

を目指しています。

2. 政策評価実施計画の策定

平成 17 年度の実施計画については、「[金融改革プログラム](#)」（16 年 12 月）を踏まえるとともに政策評価に対する意見をも参考にして原案を策定し、政策評価に関する有識者会議（17 年 7 月 5 日）における議論を踏まえ、必要な修正を行ったうえ、公表しました。

3. 政策評価実施計画の内容

平成 17 年度の実施計画（計画期間：17 年 7 月 1 日～18 年 6 月 30 日）においては、実績評価、事業評価、総合評価を実施することとしています。加えて、政策評価と予算の連携強化を図る方向に沿って見直しを進めることとしています。

(1) 実績評価

平成 17 年度の評価対象とする具体的な政策・目標は、「実績評価における政策・目標一覧」で示した「基本目標」、「重点目標」、「政策」及び「重点施策」のとおりとし、それぞれの重点施策の具体的な内容は、「平成 17 年度重点施策の実施内容等」において整理しています。

また、今後の評価をより良いものとするために、評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法に関して意見募集を行っています（パブリック・コメント手続）。

(2) 事業評価

事業評価については、情報等の分野の事業（予算措置を伴う事業のうち新規あるいは拡充を予定する主なもの）を対象とすることとしています。

(3) 総合評価

総合評価については、平成 16 年度から着手した「金融システム改革（日本版ビックバン）」の評価に引き続き取り組むこととしています。

※ 平成 17 年度金融庁政策評価実施計画のパブリック・コメント手続について、詳しくは、金融庁ホームページの「[パブリック・コメント](#)」から「[「平成 17 年度金融庁政策評価実施計画」の策定等について](#)」（平成 17 年 7 月 26 日）にアクセスしてください。（意見締切 平成 17 年 11 月 30 日）

「金融検査指摘事例集」及び「意見申出事例集」について

1. はじめに

金融庁は、7月27日に「[金融検査指摘事例集](#)」及び「[意見申出事例集](#)」を公表しました。金融庁では、金融検査のあり方として、金融検査の透明性・予測可能性を高めていくこと、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつくような検査をおこなうことを大きな柱としており、両事例集はこれを踏まえ作成・公表したものです。

2. 事例集作成の経緯等

(1) 金融検査指摘事例集の作成

金融庁が昨年12月に公表した「[金融改革プログラム](#)」において、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させ、説明責任を全うする枠組みの整備として、検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実を掲げ、同プログラムを受けた「[工程表](#)」（本年3月）において、本年7月を目途に指摘事例集を作成・公表することとしました。また、本年3月に公表した「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）](#)」において、金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例について情報提供することを掲げています。「[金融検査指摘事例集](#)」はこれらの施策を受けて作成したものです。

(2) 意見申出事例集の作成

意見申出制度は、立入検査において検査官と被検査金融機関とが十分な議論を行った上でも認識が相違した事項がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について検査局長に直接意見を申し出る制度で、平成12年1月に導入されました。

「意見申出事例集」については、本制度の導入から現在まで5年半の間に、295事案の申出がなされ、ある程度事例が蓄積されてきたことから、金融検査指摘事例集と同様の趣旨で作成・公表したものです。

なお、意見申出制度については、17検査事務年度から、本事例集の作成に加え、①意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を招聘する、②意見申出制度の対象を金融庁検査局、財務局等が行う全ての検査に拡大する、等の運用改善を行っています。詳細は、7月1日に公表した「[平成17事務年度より実施する検査上の運用改善](#)」についてをご覧ください。

3. 事例集の内容等

(1) 金融検査指摘事例集

金融検査指摘事例集は、平成16検査事務年度に実施した金融検査の指摘事例から、[16年検査事務年度の検査基本方針](#)（16年7月28日）（以下、「基本方針」という。）で重点検証事項とした項目等について、多くの金融機関で指摘した項目等を中心に合計174事例を紹介しています。

各々の業態ごとの記載事例数は下記のとおりですが、預金等受入金融機関については、金融機関の規模・特性に応じた指摘を検査において行っていることから、主要行等・外国銀行支店、地方銀行、信用金庫・信用組合の三つのグループに分けて、それぞれについて事例を紹介しています。

なお、記載事例数は業態や項目ごとの検査における指摘数を反映しているわけでもありませんし、また、各業態での特徴を踏まえた事例を中心に紹介していますが、ある業態でのみ事例を紹介している項目について、その他の業態で指摘していないというものではありませんので、金融機関の自主的・持続的な経営改善に結びつけていただくためには、他業態の指摘事例についても参照していただく方が有益と考えられます。

I. 預金等受入金融機関	128事例
1. 主要行等・外国銀行支店	(38事例)
2. 地方銀行	(39事例)
3. 信用金庫・信用組合	(51事例)
II. 保険会社	31事例
III. 証券会社	15事例

事例を紹介するに当たり、預金等受入金融機関については、「金融検査評定制度」の評定項目に沿って整理し、保険会社、証券会社については、検査マニュアルに沿って整理しています。

なお、「金融検査評定制度」については、18年1月より試行を行い、平成18検査事務年度以降速やかに施行することとしています。

金融検査指摘事例集に掲載した174事例の一例を業態ごとに紹介します。

○ 主要行等及び外国銀行支店

主要行については、基本方針で、経営管理（ガバナンス）についても重点的に検証することとしたことを受け、大口与信先管理に係る経営陣の関与についての指摘などを紹介しています。

○ 地方銀行

地方銀行については、基本方針で、決済用預金の導入のためのシステム変更にあたって、システムリスク管理態勢等を検証することとしたことを受け、決済用預金導入に係る顧客への説明責任についての事例を紹介しているほか、中小企業再生や地域活性化への貢献に係る対応に関連した指摘事例などを紹介しています。

○ 信用金庫・信用組合

信用金庫・信用組合については、本事例集を内部管理態勢構築の参考にさせていただきたいという趣旨で、審査管理の適切性に関する指摘や、流動性リスク管理態勢等に関する指摘など、より多くの事例を紹介しています。

○ 保険会社

保険会社については、基本方針において、保険募集の適切性を重点検証事項としたことを受け、保険募集管理態勢に関する事例を紹介しているほか、保険金等の支払い態勢に関する事例などを紹介しています。

○ 証券会社

証券会社については、基本方針において、インターネットを経由した株式取引に係るリスク管理態勢及び法令等遵守態勢を重点的に検証することとしたことを受け、インターネットによる証券取引システムの管理について、システムの外部委託の管理などに関する指摘事例などを紹介しています。

(2) 意見申出事例集

意見申出事例集は、16検査事務年度までに申出がなされた295事案の中から、金融機関のリスク管理等の参考になると考えられる事案について、金融機関名が特定されない形で、審理結果を含め、その概要を意見の相違した点にポイントを絞って記載したものです。

事例の選定に当たっては、金融機関からの意見申出のうち、信用リスクに関するものが272事案と全体の約9割を占めていることから、債務者区分に係る申出事案（7事例）や償却・引当に係る事案（2事例）、担保評価に係る事例（1事例）を中心に選定し、このほか会計処理に係る事例（2事例）を加え、12事例を紹介しています。

なお、これまで申出がなされた295事案のうち133事案については、金融機関の意見を採用しています。

4. 今後の予定

各検査事務年度の検査における指摘事例については、定期的に取りまとめ、毎年、公表すること

を予定しています。

また、意見申出事例集については、今後の意見申出制度の活用状況にもよりますが、金融検査における時々のトピックを踏まえ、年1回程度改訂したいと考えています。

両事例集について、詳しくは金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[金融検査指摘事例集](#)」等の公表について（平成17年7月27日）にアクセスしてください。

「平成17事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針」について

金融庁は、平成16年5月に策定された「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」（以下「監督ハンドブック」という。）に基づき、「[平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針](#)」（以下「監督方針」という。）を策定し、去る7月28日に公表しました。「[平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針](#)」の概要は、以下のとおりです。

（注）平成17事務年度：平成17年7月～平成18年6月

1. 経緯等

監督ハンドブックにおいては、「監督に当たっての重点事項を明確化するため、事務年度当初に、当該事務年度の監督方針を策定・公表する」とされています。

これは、中小・地域金融機関については、財務局等を通じて多数かつ多様な金融機関の監督を行うこととなるため、各事務年度における監督に当たっての基本的考え方及び重点事項について統一的に示す必要があることから、「中小・地域金融機関向け監督方針」を毎事務年度、策定・公表することとしたものです。

平成17事務年度における中小・地域金融機関の監督に当たっては、監督方針を踏まえ、「総合的なヒアリング」をはじめとした各種ヒアリング等のオフサイトモニタリングを実施することとなります。

2. 構成等

監督方針の構成は、まず、金融機関を取り巻く現下の状況の下で金融行政の基本的な目的を達成するための「基本的な考え方」を示した上で、次に、金融機関を取り巻く現下の状況に的確に対応するために特に留意すべき、本事務年度における監督に当たっての「重点事項」を、「地域密着型金融の一層の推進」、「利用者保護ルールの徹底と利便性の向上」、「リスク管理の高度化等」に分けて整理しています。

なお、本監督方針のポイントとしては、平成16年12月に「[金融改革プログラム](#)」が策定され、さらにその施策の一つとして、本年3月に「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成17～18年度）](#)」が策定されたこと、本年4月にペイオフ解禁が実施されたこと、また、金融機関における顧客情報の紛失等の事実が判明したこと、偽造キャッシュカード被害の発生が大きな問題となっていること等を踏まえ、これらへの対応について、監督方針の重点事項として明記しています。

3. 基本的考え方

「基本的な考え方」では、中小・地域金融機関を取り巻く現状認識とその下で金融行政の基本的な目的を達成するための基本的考え方を示しています。

(1) 中小・地域金融機関を取り巻く現状認識

中小・地域金融機関を取り巻く現状認識について、以下のとおり示しています。

- ① 平成 16 年 12 月に公表された「[金融改革プログラム](#)」においては、金融行政について、「金融システムの安定」重視から「金融システムの活力」重視へと局面（フェーズ）が転換しつつあるとの認識から、金融行政当局の基本的姿勢として、①市場規律の補完、②金融行政の行動規範の確立、③利用者保護ルールの整備・徹底、が求められた。今後はこうした基本的姿勢に則り、利用者満足度の高い金融システムを「民」の力によって実現するよう目指していく必要がある。
- ② 地域金融については、「[金融改革プログラム](#)」において、地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、地域密着型金融の一層の推進を図ることとされた。この実現のため、「[リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム](#)」（平成 15 年 3 月公表。以下「旧アクションプログラム」という。）を承継するものとして、本年 3 月に 17～18 年度を対象とした「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）](#)」（以下「新アクションプログラム」という。）を策定・公表したところである。旧アクションプログラムに基づく地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは総じて着実に進捗しているものの、その効果が顕在化するまでに一定の時間を要する取組みが少なくないこと等を踏まえれば、今後とも新アクションプログラムに基づきこうした取組みを継続し、地域密着型金融の一層の推進を図っていく必要があると考えられる。
- ③ 本年 4 月にペイオフ解禁が実施されたことを受けて、金融機関においては市場規律の下でさらに緊張感をもって経営基盤の強化に取り組む必要があるとともに、利用者に対する情報開示を一層充実させていくことが重要となっている。さらに、本年 4 月の個人情報の保護に関する法律等の施行を契機として、多くの金融機関において顧客情報の紛失等の事実が判明したことを踏まえ、顧客情報の保護態勢の確立が求められるほか、偽造キャッシュカードによる被害が大きな問題となったこと等を踏まえ、金融犯罪防止に向けた対策の強化が求められるなど、金融機関における利用者保護の確保の必要性が高まってきている。

(2) 基本的考え方

上記（1）の中小・地域金融機関を取り巻く現状認識を踏まえ、本事務年度においては、金融行政の基本的な目的（金融機能の安定、金融サービスの利用者保護、円滑な金融の確保）を達成するため、以下の基本的考え方に基づき、監督ハンドブックに則し、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的・効果的に遂行することとしています。

- ① 金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるため、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、定期的な面談や意見交換等を通じ、金融機関との十分な意思疎通の確保に努める。
- ② 私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断を、法令に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にあること、情報開示による規律付けが主たる行動規範となるべきであることを十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮する。
- ③ 実効性の高い金融監督を実現するため、検査部局との間で「検査・監督連携会議」や日常的な情報交換等を通じ、十分な意思疎通を確保するなど、それぞれの独立性を尊重しつつ、検査部局との連携の強化に努める。

4. 重点事項

中小・地域金融機関を取り巻く現下の状況に的確に対応するため、本事務年度における中小・地域金融機関に対する監督に係る「重点事項」として、金融行政の基本的な目的を踏まえつつ、「地域密着型金融の一層の推進」、「利用者保護ルールの徹底と利便性の向上」及び「リスク管理の高

度化等」の3つの柱を掲げています。

(1) 地域密着型金融の一層の推進

各金融機関が、新アクションプログラムに基づき、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」、情報開示等の推進とこれによる規律付け、を通じて間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、各金融機関が経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認が得られること、を当局としては期待しているところです。このため各金融機関が策定する個性的な「地域密着型金融推進計画」の進捗状況についてフォローアップを行うこととし、また、特に以下の点に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

- ① 事業再生・中小企業金融の円滑化
- ② 経営力の強化
- ③ 地域の利用者の利便性向上

(2) 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

金融サービスの利用者保護の観点から、検査とも連携しつつ、特に以下の事項に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。また、利用者の満足度の高いサービスが提供されるためには、金融機関において利用者からの意見・苦情等が的確に把握されていることが重要であることを踏まえ、金融機関の自主性を尊重しつつ、適切な対応を行うこととしています。

- ① 顧客情報の保護態勢の確立
- ② 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- ③ 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実
- ④ システム管理態勢の適切性の確保

(3) リスク管理の高度化等

金融機関による適切なリスク管理態勢や財務の健全性等を確保し、預金者・利用者の信頼を得るため、19年3月末から実施予定のパーゼルⅡも踏まえ、各金融機関のリスク管理の高度化等に向けて、本事務年度においても、引き続き、特に以下の事項に重点を置いた適切な監督を行うこととしています。

- ① 資産査定、信用リスク管理の信頼性の確保
- ② 市場リスク管理態勢の整備
- ③ 収益管理態勢の整備と収益力の向上

※ 「平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」について、詳しくは金融庁ホームページの「[報道発表資料](#)」から「[平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督方針](#)」の公表について」(平成17年7月28日)にアクセスしてください。

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設していました。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. 「金融サービス利用者相談室」の立ち上げ

本年7月19日、金融庁における質問・相談・意見等の一元的な受付窓口として「[金融サービス利用者相談室](#)」（以下「相談室」という）が立ち上げられたことに伴い、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の情報受付窓口は「相談室」へ統合されました。今後、貸し渋り・貸し剥がしに関する情報は、「相談室」に寄せて頂くこととなりますが、情報の受付・活用状況について「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」と同様に公表していくこととしています。

3. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成17年7月18日現在）

（1）受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成17年7月29日に第10回目の公表を行いました(注)。本年7月19日の「相談室」の立ち上げを踏まえ、今回の公表は四半期である6月30日までの受け付け情報に加え、7月1日から7月18日までの受付状況も合わせて取りまとめております。平成14年10月の開設以降平成17年7月18日までに受け付けた情報の累積件数は1,786件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

(注) これまでの公表について

[第1回目公表](#)（平成15年4月21日、開設から平成15年3月31日までの受付状況等）

[第2回目公表](#)（平成15年7月29日、平成15年4月1日から平成15年6月30日までの受付状況等）

[第3回目公表](#)（平成15年10月24日、平成15年7月1日から平成15年9月30日までの受付状況等）

[第4回目公表](#)（平成16年1月30日、平成15年10月1日から平成15年12月31日までの受付状況等）

[第5回目公表](#)（平成16年4月23日、平成16年1月1日から平成16年3月31日までの受付状況等）

[第6回目公表](#)（平成16年7月23日、平成16年4月1日から平成16年6月30日までの受付状況等）

[第7回目公表](#)（平成16年10月22日、平成16年7月1日から平成16年9月30日までの受付状況等）

[第8回目公表](#)（平成17年1月21日、平成16年10月1日から平成16年12月31日までの受付状況等）

[第9回目公表](#)（平成17年4月22日、平成17年1月1日から平成17年3月31日までの受付状況等）

（2）活用状況

① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情

報を参考に、一昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」の中に織り込み済み）を制定しました。

また、昨年7月に策定した「[平成 16 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画](#)」に基づき、平成 16 事務年度（平成 16 年 7 月～平成 17 年 6 月）の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行ってきました。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請してきました。

（参考）こうした取組に加え、昨年2月に改訂した「[金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕](#)」においては、金融機関と借り手企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

(i) 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施してきました。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第 24 条等に基づく報告を徴求することとしてきました。

(ii) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時まで受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行ってきました。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第 24 条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしてきました。

③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

(i) 本年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに受け付けた情報については、監督において、これを基に 25 金融機関に対してヒアリングを行いました。

また、そのうち監督上確認が必要と認められた 1 金融機関に対して、報告を徴求しました。

(ii) 本年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに着手した検査においては、24 金融機関の検査に際し、検査時まで寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

④ また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催してきました。

⑤ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の情報受付窓口は、前述のとおり、本年 7 月 19 日に立ち上がった「[相談室](#)」に統合されましたが、お寄せ頂いた情報の取扱いについては、従前と変更ございません。今後、貸し渋り・貸し剥がしに関する情報は「[相談室](#)」にお寄せ頂きますようお願いいたします。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況

(平成17年4月1日から6月30日までの受付分及び7月1日から7月18日までの受付分)

(参考)

【受付件数】

4月1日から6月30日 までの件数
58

7月1日から7月18日 までの件数
7

開設以降の件数 (H14.10.25以降)
1,786

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下記二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

	4月1日から6月30日 までの件数	7月1日から7月18日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	27	0	568
地方銀行・第二地方銀行	12	2	496
信用金庫・信用組合	9	3	241
政府系金融機関	5	1	194
その他	6	0	372

【類型別内訳(情報提供者の主張に基づく分類)】

	4月1日から6月30日 までの件数	7月1日から7月18日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	9	1	500
更改拒絶として情報提供されたもの	7	0	118
返済要求として情報提供されたもの	18	1	380
担保売却として情報提供されたもの	12	0	167
債権売却として情報提供されたもの	4	0	72
金利引上げとして情報提供されたもの	6	1	106
追加担保要求として情報提供されたもの	6	0	107
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	0	0	20
強引な経営関与として情報提供されたもの	1	1	15
その他	10	2	786

(注) 今回(第10回目)は、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の情報受付窓口が7月19日に「金融サービス利用者相談室」へ統合されたことに伴い、本年4月1日から6月30日までの受付状況に加え、7月1日から7月18日までの受付状況及びこれまでの活用状況も合わせて公表するものです。

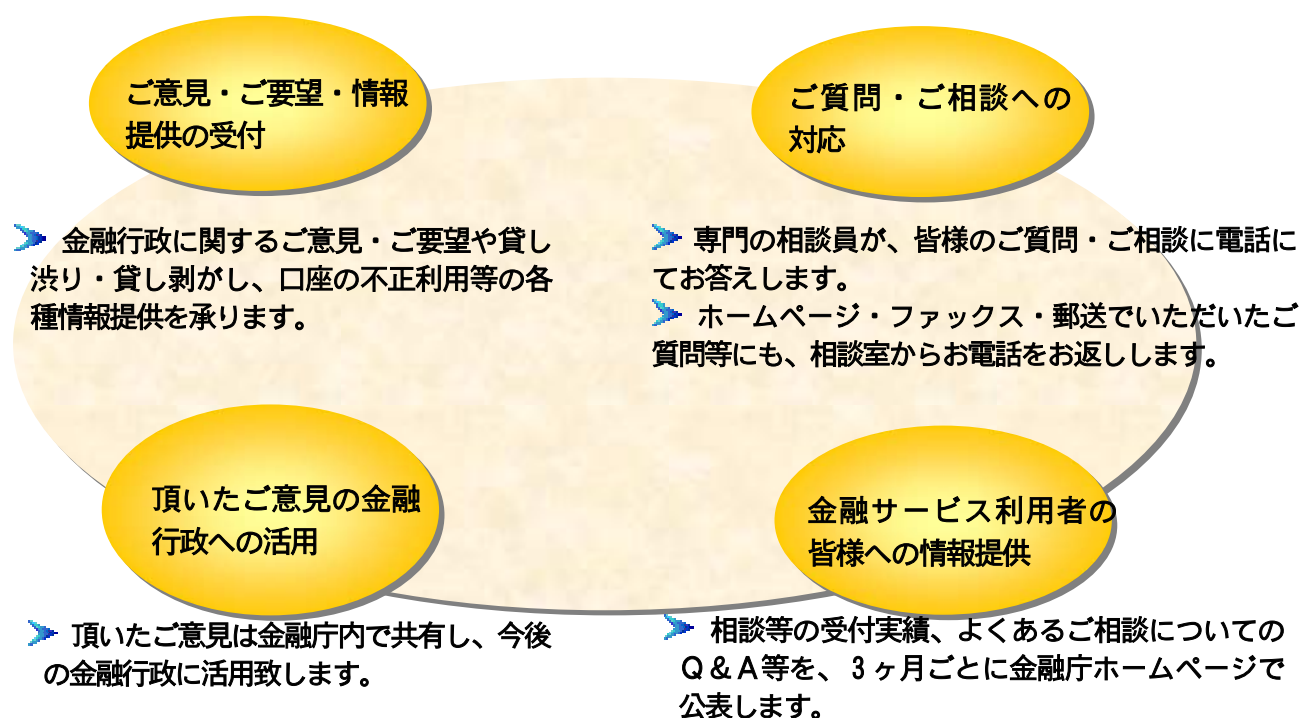
(参考)「金融サービス利用者相談室」は、以下の要領で運営されています。

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

「金融サービス利用者相談室」のウェブ窓口にアクセスいただきありがとうございます。このページでは、相談室の役割・アクセス方法を皆様にご紹介しています。

相談室が提供する 4 つのサービス



- ご留意事項 -

- ❑ 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ❑ ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- ❑ これまで金融庁・各財務局等で受け付けていた「貸し渋り・貸し剥がし」に関する情報は、今後、相談室で対応致します。

お電話での受付

- 受付時間： 平日10:00～16:00
- 電話番号： 03-5251-6811
- 受付の流れ：

まずは、上記番号にダイヤル



内容に応じて、番号をプッシュして下さい。

- ① 預金・融資等に関するご相談（貸金業を含む）
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ その他



相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ホームページでの受付

- 金融庁ホームページのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ
(<http://www.fsa.go.jp/>)
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より
平日10:00～16:00
の間に、お電話をお返し致します。
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、
ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号： 03-3506-6699
- ご意見・相談・情報提供等を24時間受け付けます。
- ご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より
平日10:00～16:00
の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受け付けております。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛
(注1) ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。
(注2) 「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもありますが、
ご理解願います。お急ぎの方はお電話にてご連絡願います。
(注3) ・貸し渋り・貸し剥がしに係る情報提供をされる方は、以下の留意事項に従い、記載していただけますようお願い致します。

貸し渋り・貸し剥がしに係る情報提供の際の留意事項

ファックス又は郵送で貸し渋り・貸し剥がしに係る情報の提供をされる方は、以下の点について本文にご記載いただきますようお願い致します。

- ① 相談者の氏名（フリガナ）、住所
例：金融 太郎 キンユウ タロウ
〒 100-8967 東京都千代田区霞が関3-1-1
- ② (個人で借りている場合) 借り手側の氏名及び住所
*相談者と同一の場合には、省略しても構いません。
例：金融 次郎 キンユウ ジロウ
〒 100-8967 東京都千代田区霞が関〇-△-□
(法人で借りている場合) 借り手側の企業名及び住所
例：株〇〇商会
〒 100-8967 東京都千代田区霞が関〇-△-×
- ③ 借り手の業種 例：〇〇の販売
- ④ 金融機関名・支店名及び取引の内容
例：〇〇銀行△△支店
金融機関との取引の内容について適宜ご記入願います。
- ⑤ 具体的な状況
- ⑥ 情報に含まれる個人名・企業名の金融機関への提示可否
- ⑦ 受け付けた情報を関係省庁に連絡することについての可否を記載いただくようお願い致します。

(注1) 上記①～⑦の情報については、金融機関にヒアリングをする際に必要となりますので、記載をお願いしております。

(注2) 貸し渋り・貸し剥がしに対して他の省庁等の協力を得るため、受け付けた情報を関係省庁に連絡する場合があります。

「平成 17 年 3 月期における不良債権の状況（ポイント）」について

金融庁では、7月29日、平成17年3月期の不良債権の状況について公表しました。
以下、17年3月期の不良債権の状況について説明します。

17年3月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は17.9兆円となり、16年3月期の26.6兆円と比べて▲8.7兆円の減少となりました。

不良債権比率をみると、主要行、地域銀行、全国銀行とも16年3月期及び16年9月期に比べて大きく低下し、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（11年3月期～）して以来最低の水準となりました。

（注）不良債権比率（＝不良債権（金融再生法開示債権）÷総与信額）

	16/3		16/9		17/3
主要行	5.2%	→	4.7%	→	2.9%
地域銀行	6.9%	→	6.3%	→	5.5%
全国銀行	5.8%	→	5.3%	→	4.0%

特に主要行の不良債権比率は、14年3月期の8.4%から2.9%に低下し、「金融再生プログラム」（14年10月）において示された不良債権比率半減目標は達成されたところです。

（注）不良債権比率半減目標：16年度（17年3月期）には、主要行の不良債権比率を14年3月期（8.4%）の半分程度に低下させる。

また、地域銀行についても、全体でみるとリレーションシップバンキングへの取組みが着実な進展を見せる中で、不良債権比率は、全体として着実に低下しています。

「金融再生プログラム」に盛り込まれた諸施策の推進により、主要行の不良債権問題の正常化を果たすことができたことは、大変意義深いものと考えており、今後は、不良債権問題が再び発生し、それが日本経済の足枷となることのないよう、引き続き金融機関の監督に万全を期していきたいと考えています。

平成17年3月期の不良債権の状況等について、詳しくは、金融庁ホームページの「[所管金融機関の状況（状況の一覧へ）](#)」から「[不良債権の状況等（17年3月期（平成17年7月29日））](#)」、もしくは「[報道発表資料](#)」から「[17年3月期における不良債権の状況等（ポイント）](#)」（平成17年7月29日）にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループの開催について

金融審議会第一部会公開買付制度等ワーキング・グループ（座長：岩原紳作東京大学大学院教授）の第一回会合が、去る7月28日（木）に開催されました。

この公開買付制度等ワーキング・グループは、7月7日（木）に公表された金融審議会第一部会報告「中間整理」において、公開買付制度のあり方について、①企業価値、ひいては株主の利益の最大化、②公開買付けにおける透明性、投資者間の公平性の一層の確保、等の観点から検討を行うべきで

あり、また、大量保有報告書制度のあり方についても検討を行う必要があると提言されたことを受け、これらについて専門的な検討を行うため、第一部会の下に設置されたものです。

同日（7月7日（木））には、自民党の企業統治委員会において「公正なM&Aルールに関する提言」が取りまとめられ、公開買付制度及び大量保有報告制度のあり方等に関する御提言がなされており、公開買付制度等ワーキング・グループでは、これらのご指摘等も踏まえ、検討が進められていく予定です。

なお、今後の公開買付制度等ワーキング・グループの開催日程の予定は、金融庁ホームページの「[審議会・研究会等](#)」における「[金融審議会](#)」のコーナーでお知らせします。

また、公開買付制度等ワーキング・グループの資料等については、同じく「[金融審議会](#)」の「[資料等](#)」で公表しております。ご覧ください。

[集中連載]

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づく取組み実績と総括的な評価について

(第2回：「金融機関の取組みに対する総括的な評価」)

去る6月29日、「[『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について](#)」(以下「取組み実績と総括的な評価」という。)を取りまとめ、公表いたしました。

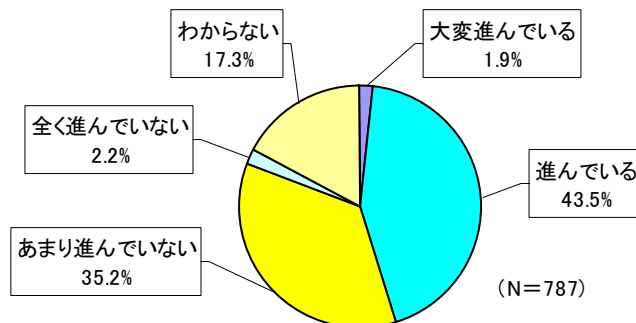
そこで、アクセスFSAでは、「取組み実績と総括的な評価」の内容についてより多くの方に知っていただくため、[前号](#)より2回にわたってその内容を紹介いたします。

今回(第2回：最終回)は、前回の「金融機関の取組み実績」に引き続き、「金融機関の取組みに対する総括的な評価」を紹介します。

金融機関の取組みに対する総括的な評価

1. 金融庁においては、全国の財務局を通じ各地域の利用者等(商工関係者、消費者、経営相談員等)を対象に「地域密着型金融の機能強化に関する各施策に対する評価等」について聴き取り調査(中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査(以下「利用者アンケート」という。))を実施しています。その結果や金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における議論を踏まえた金融機関の地域密着型金融の取組みに対する評価等は以下のとおりです。

(1) 利用者アンケート結果



地域密着型金融の機能強化に関する取組み全体に対する評価をみると、積極的評価が消極的評価を上回っており、利用者から一定の評価を受けていることを示しています。他方、「わからない」との回答も多いものとなっています。

(2) 総括的な評価

① 取組みに対する評価

地域密着型金融の機能強化に向けた取組みについては、

- イ) 経営改善支援のための体制整備など地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備等については、既に相当数の金融機関において取組みが進められ、定着が図られており、今はこれを活用・実践する段階に入っている、
- ロ) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等、中小企業金融の円滑化に向けた取組み

等の強化・拡充が図られてきている、
 ハ) 事業再生に向けた取組み等については、ノウハウの取得や案件の発掘等、実行に移すまでに一定の期間を要することもあり、必ずしも成果に結びついていないものの、件数や融資額等は着実に増えている、
 等、総じて着実に進捗していると考えられます。

また、「中小企業に対する金融機関の貸出態度判断D. I.」（日銀短観）は改善傾向にあるほか、利用者アンケート結果をみても積極的評価が消極的評価を上回っており、金融機関の取組みに対する借り手の受止め方は従前と比べ改善しています。

(参考) 日銀短観：中小企業に対する金融機関の貸出態度判断D. I.

14/12	15/3	15/6	15/9	15/12	16/3	16/6	16/9	16/12	17/3
▲10	▲9	▲8	▲5	▲4	▲2	+2	+3	+5	+7

このように、各中小・地域金融機関の中小企業金融の円滑化に向けた取組みについては、一定の評価ができると考えられます。

他方、こうした事業再生に向けた取組みをはじめとする地域密着型金融の機能強化に向けた取組みが着実に進捗しているなかで、中小・地域金融機関の財務状況をみると、全体として改善傾向にあり、不良債権比率についても、全体として低下のトレンドに入っています。こうした点については、マクロ経済情勢等の影響も大きいと、金融機関による地域密着型金融の取組みの成果のみによるものと考えすることは必ずしも適当ではありませんが、例えば、取引先企業の経営相談・支援機能の強化を通じた要注意先債権等の健全債権化等が進捗していることをも踏まえると、一定の効果はあったものと考えられます。

(参考) 不良債権比率の推移（金融再生法開示債権ベース）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
地域銀行	8.0%	7.8%	6.9%	5.5%
信用金庫	11.5%	11.4%	10.2%	—
信用組合	15.7%	16.0%	13.8%	—

② 今後の課題

中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、今後とも地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のために、その機能強化に向けた取組みを推進していくことが求められます。

金融機関の取組み姿勢・実績にバラツキがみられ、地域密着型金融の推進について対応が遅れている金融機関もあります。

また、不良債権比率をみると、全体として低下のトレンドに入っているものの、不良債権問題の解決に向けた取組みは未だ道半ばと考えられます。この点については、地域密着型金融の取組みが、事業再生等の分野をはじめとして、具体的成果が顕在化するまでに時間を要するものが少なくないなど、取組みの成果がまだ十分に現れていないものが多いことにも留意する必要があります。

このため、地域密着型金融の機能強化に向けた各種取組みについて、情報開示等の推進を通じて利用者の評価を受けつつ、引き続き、その推進を図り、具体的成果を実現させていく必要があります。

2. 地域密着型金融の推進は、個々の金融機関の自主的努力を通じて実現される面が大きいものと考えられます。そうした中、「金融システムの安定」を重視した金融行政から「金融システムの活

力」を重視した金融行政へというフェーズの転換を踏まえつつ、金融機関は、自己責任と健全な競争の下で、地域密着型金融の一層の機能強化を図っていく必要があると考えられます。

こうした観点から、「[地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）](#)」においては、各金融機関は、地域の特性等を踏まえた個性的な計画を策定した上で、その実施に当たっても、地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」によりビジネスモデルを鮮明にし、情報開示等の推進とこれによる規律付けを通じて、自己責任と健全な競争の下、これを推進することを要請しています。

各金融機関においては、同アクションプログラムに基づき、自己責任と健全な競争の下で、地域密着型金融の一層の推進を図り、地域の中小企業等の金融ニーズに一層適切に対応するとともに、経営の健全性を確保し、地域の利用者から十分な信認を得ていくことが期待されます。

- * なお、ここでは「金融機関の取組みに対する総括的な評価」についてご紹介しましたが、「金融機関の取組みに対する項目別の評価」については、「[『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』に基づく取組み実績と総括的な評価について](#)」（平成 17 年 6 月 29 日）をご覧ください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 昨日(平成 17 年 7 月 28 日)、TOBのあり方を考えるワーキンググループが初会合を開きました。改めて今TOB制度を見直すことの必要性、狙いを伺いたいのと、今後のスケジュール感を現状どのように考えているかをお聞かせください。

A： 今、御質問がございましたように、[ワーキンググループの会合が昨日\(平成 17 年 7 月 28 日\)開催](#)されて、そして公開買付制度等について各委員の間で活発に御議論があったと報告を受けております。今回の公開買付規制についての議論にあたっては、企業価値、ひいては株主の利益の最大化といった観点から再点検を行っておく必要はないか、また証券取引の透明性、公正性について一層の向上を図っていく必要がないか、といった論点を提起しており、またその際には、企業の事業再編の円滑を損なうことがないよう留意することが必要であると考えられます。私共といたしましては、これらの観点から公開買付規制のあり方について、幅広く検討を行っていくべきであると考えておりましたが、公開買付制度等ワーキンググループにおいて精力的かつ迅速に御審議をいただきたいと考えておりますが、検討すべき論点が多岐に渡っておりますので、後段の方の御質問になりますけれども、今後のスケジュールについて現段階で確たることを申し上げられる状況にはないと考えております。

(平成 17 年 7 月 29 日 (金) 閣議後記者会見)

Q： 東京三菱銀行とUFJ銀行の統合延期が正式に発表されましたが、それについて大臣の御所見をお伺いしたいのですが。

A： 両行が合併を来年1月1日に実施する計画に変更したと、こうしたことを公表を行ったことは承知いたしております。これは銀行間の合併にあたって新しい銀行の規模、業務量に鑑み、大規模システム障害を絶対に回避し、顧客に迷惑をかけないように円滑な統合を実現するため、リスクの徹底した軽減による安定性、そして安全性の確保等、PDCAサイクルを十分に認識し、適切なプロジェクトマネジメントの下、十分な準備を整えていくとの観点から判断されたものと受け止めております。監督当局として顧客重視、利用者保護の観点から、合併認可申請に対する審査を行ってまいります。合併後の銀行の業務が的確、公正かつ効率的に遂行される見込みがあるかについては、引続ききちんと検証してまいりたいと思っております。

(平成 17 年 8 月 15 日 (月) 閣議後記者会見)

Q： IMFの報告書で日本の不良債権処理についてかなり高く評価されておりました。大臣から見て今後の構造改革路線の必要性であるとか、或いはそれに関して金融庁としてはどのように取り組んでいくべきかというような方針について、改めて御説明をお願いします。

A： 御質問がございましたIMFの4条協議における日本の金融セクターについての評価は、「[金融再生プログラム](#)」に代表される金融庁のこれまでの施策、及び金融セクターの現状を肯定的に捉えている一方、収益力強化等、金融セクターの活性化を今後の課題に掲げつつ、「[金融改革プログラム](#)」の具体的な施策を早期に実現することを期待したものとなっております。このように不良債権処理の進展や、或いはペイオフ解禁等を受けて、IMFにおいて我が国の金融セクターに対する認識が大きく改善してきており、当庁の施策につきましても、理解が示されたものと考えております。いずれにいたしましても、金融庁といたしましては、引き続き「[金融改革プログラム](#)」の諸施策の実施を通じまして、金融商品・サービスの利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、そして地域経済にも貢献できるような金融システムを、官の主導ではなく、民の力によって実現することを目指していきたいと考えております。

(平成17年8月10日(水) 閣議後記者会見)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「**保険の銀行窓口販売**」です。

1. 「**保険の銀行窓口販売**」とは、**銀行や信用金庫等（以下「銀行等」といいます。）が生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人として保険会社の保険商品を販売すること**をいいます。

（注）ここでいう「保険商品の販売」とは、保険契約締結の代理又は媒介のことをいいます。したがって、銀行等は、保険契約の当事者ではなく、保険契約の当事者は保険商品を購入する顧客と保険会社ということになります。

2. 保険の銀行窓口販売については、銀行等がその影響力を行使して取引先に保険の購入を強要する、いわゆる圧力販売等の弊害が生じる懸念があることなどから、従来は禁止されていましたが、顧客の利便性が向上するなどのメリットが期待されることなどを踏まえ、圧力販売等の弊害を防止するための特別の措置を講じた上で、平成 13 年 4 月から一部の保険商品の販売を行うことができるようになりました。その後、平成 14 年 10 月には、販売できる保険商品が拡大されました。

（参考）

これまでの経緯

平成 13 年 4 月 住宅関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁

平成 14 年 10 月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険の販売を解禁

3. 今回の保険業法施行規則等の改正（本年 7 月 8 日公布）により、平成 17 年 12 月には、販売できる保険商品のさらなる拡大が行われるとともに、その後 2 年程度銀行等の保険募集の状況等をモニタリングしながら、全面解禁（平成 19 年 12 月）に移行することとしています。

（参考）

平成 17 年 12 月から販売できることとなる保険商品

- ・ 一時払終身保険、保険期間 10 年以下の平準払養老保険（法人契約を除く。）及び一時払養老保険
- ・ 自動車保険以外の個人向け損害保険（事業関連の保険を除く。）のうち、団体契約等でないもの又は積立保険
- ・ 積立傷害保険

4. 銀行等が保険募集を行うにあたっては、上記 2 にあるとおり、圧力販売等の弊害を防止する観点から、抱き合わせ販売の禁止など特別の弊害防止措置を設けています。

今回の保険業法施行規則等の改正では、全面解禁を見据えて、①事業資金の貸付先等に対する保険募集の制限（募集手数料を得て行う保険募集の禁止）、②事業資金の貸付担当者と保険募集担当者との分離、③資金の貸付け申込みを行っている者に対する保険募集の禁止などの新たな弊害防止措置を講じることとしました。これらの措置については、モニタリングを通じて、その実効性を検証することとしています。

【お知らせ】

○ 情報セキュリティにかかる注意喚起

～フィッシングやスパイウェアへの対応について～

近年、フィッシング詐欺と呼ばれる行為やスパイウェアと呼ばれる個人情報等を盗み取るようなプログラムの流布が海外を中心として大きな問題となっており、昨今、日本国内においても被害が発生しております。これらは非常に巧妙に行われるため、インターネットの利用者が主体的に対応しなければ、被害の予防や拡大防止はできません。

こうした状況に鑑み、金融庁では内閣官房、警察庁、総務省及び経済産業省とともに、「[夏休み期間における情報セキュリティに係る注意喚起～フィッシングやスパイウェアへの対応について](#)」をとりまとめました（7月20日公表）。

インターネットをご利用される皆様におかれましては、これを参考として、適切な情報セキュリティ対策を講じて頂くようお願いいたします。

～ 被害にあわないための3か条 ～

1. ウイルス対策ソフトとオペレーティングシステム（OS）を必ず最新のものにする

- ・情報セキュリティ問題は、最新のウイルス対策ソフトと最新のOSを使用することなく回避するのは困難です。
- ・新しいウイルスが頻繁に登場しますので、ウイルス対策ソフトとOSをアップデートし常に最新の状態にするとともに、ウイルス対策ソフトを停止しないよう、心がけてください。

2. メールはひとまず疑ってみる

- ・企業から一方的に送られてくる「重要なお知らせ」などの電子メールを安易に開くのは危険です。インターネットショッピングでの「購入確認」など心当たりのあるメール以外は、ひとまず 疑って不用意に開かない（プレビュー表示もしない）習慣をつけてください。
- ・返答や個人情報の入力を求めるようなメールには安易に応答しないようにしましょう。利用している銀行やカード会社のお客様窓口を日頃から確認しておき、怪しいメールが来たときにはすぐに問い合わせることも一案です。
- ・特に「添付ファイル」は極めて危険です。ウイルスや、スパイウェアである可能性もありますので、信用できる相手から送られたもの以外は、絶対に開かないようにしましょう。

3. 怪しいサイトには近づかない

- ・スパイウェアの多くは「サイトを見るだけ」でインストールされます。怪しいサイトには近づかないようにしましょう。特にウイルス対策ソフトを停止してから閲覧するように要求するサイト（「ウイルス対策ソフトを停止しないと正常に表示されません」等を表示しているサイト）は絶対に見てはいけません。
- ・また、いわゆる「ワンクリック詐欺」などの原因にもなりますので、メール中のリンクをクリックする前に、そのサイトは信頼できるか、ひとまず考える習慣をつけましょう。

利用明細などの金銭等の出入りの分かる資料を日頃からよく確認することで、万が一被害にあってしまった場合でも、被害に早く気付くことができます。

※ フィッシングについては、「資料1」を、スパイウェアについては「資料2」をご覧ください。

フィッシングについて

「フィッシング (Phishing)」とは、金融機関（銀行やクレジットカード会社）などを装った電子メール（このメールを「フィッシングメール」と言います。下記参照）を送り、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為です。電子メールのリンクから偽サイトに誘導し、そこで個人情報を入力させる手口が一般的に使われています。これにより、口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等が行われるおそれがあります。

既に大きな被害が発生している米国では、年間で約7,300万人が平均50件以上のフィッシングメールを受け取り、その被害額は約9億3千万ドル（約1,000億円）に達しています（米国ガートナー社調べ）。また、日本国内でも既にインターネットバンキングのIDやパスワード、クレジットカードのカード番号を盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

【フィッシングメール等の例】

①のようにサービスの提供者を装ったサイトに誘導するフィッシングメールの他、②のように真正なサイトに誘導しパスワードを変更させるものもあります。

① サービスの提供者を装ったサイトでIDとパスワードを入力させるもの

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。
この度、〇〇サービスのセキュリティの向上に伴いまして、オンライン上の本人確認が必要となります。
この手続きを怠りますと今後のオンライン上での操作に支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

<https://www.〇〇.co.jp/login/index.htm>

※ 一見〇〇サービスのサイトへのリンクのようですが、クリックすると〇〇サービスを装った偽のサイトが表示されます。

② サービスの提供者の本来のサイトでパスワードを変更させるもの

このお知らせは〇〇サービスをご利用のお客様に発送しています。
この度、〇〇サービスにおいては、セキュリティの向上のため、お客様にパスワードの変更をお願いしています。お客様の新しいパスワードは、

となりますので、以下のパスワード変更のページよりパスワードの変更作業を行ってください。

<https://www.〇〇.co.jp/login/passchange.htm>

この手続きを怠りますとお客様が安全に〇〇サービスをご利用いただく上で支障をきたす恐れがありますので一刻も早いお手続きをお願いします。

※ このケースでは、クリックすると本来の〇〇サービスのサイトが表示されます。ここでパスワードをメールの指示通り「*****」に変更してしまうと、パスワードが「第三者も知っているもの」になってしまいます。

スパイウェアについて

いわゆる「スパイウェア」によって、日本国内では既にインターネットバンキングのIDやパスワードを盗み取ることを狙った事案が発生しており、今後の被害の拡大が懸念されます。

具体的な手口は、特定のプログラムを利用者のコンピュータにインストールすることにより、例えば、カード番号をはじめとした各種サービスの利用者ID、これに付随するパスワード等の情報を盗み取り、この情報をもとに口座からの不正な出金、クレジットカードの不正な利用等を行うものです。このようなスパイウェアは、怪しいサイトやメールの閲覧、出所が明確でないプログラムのインストールにより、その利用者のパソコンにインストールされます。

【スパイウェアをインストールされる状況の例】

スパイウェアのインストールは、代表的なものとして①のようにサイトを閲覧することでインストールされるものと、②のようにメールを閲覧することでインストールされるもの、③のようにインターネット上からファイルをダウンロードし実行する際にインストールされるものがあります。

① サイトを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、サイトを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。そのため、

- 1 掲示板などに貼り付けてあるリンク先
- 2 検索エンジンで検索した結果のリンク先

のサイトが、悪意を持った者がスパイウェアをインストールさせるために作成したものであった場合、無闇にリンク先をクリックすることで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

② メールを閲覧することでインストールされる例

十分な対策を講じていない場合、メールを閲覧するだけでスパイウェアをインストールされる可能性があります。特に、「メールを一覧表示させるときにメールの内容をプレビューする設定となっている」場合には、メールを選択するだけで、スパイウェアをインストールされてしまう可能性があります。

③ ファイルをダウンロードすることでインストールされる例

出所が不明のゲーム、怪しいサイトを閲覧する際に Web サイト側が「閲覧するために必要」としてインストールを要求してくるソフトウェアをダウンロードし、インストールする場合、利用者が本来期待する機能以外の機能を持つスパイウェアも同時にインストールされてしまう可能性があります。

【参考】

(警察庁 サイバー犯罪対策)

<http://www.npa.go.jp/cyber/>

(警察庁 セキュリティポータルサイト@police)

<http://www.cyberpolice.go.jp/>

(警察庁 インターネット安全・安心相談)

<http://www.cybersafety.go.jp/>

(総務省 国民のための情報セキュリティサイト)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm

(総務省 電気通信消費者情報コーナー)

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/s-jyoho.html

(経済産業省 セキュリティ政策室)

<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/index.html>

(情報処理推進機構セキュリティセンター (スパイウェアに係る注意喚起))

http://www.ipa.go.jp/security/topics/170720_spyware.html

(フィッシング対策協議会)

<http://www.antiphishing.jp/>

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただきます、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【7月の主な報道発表等】

- | | | |
|--------|--|--|
| 1日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融検査評定制度の発出 ・ 金融検査に関する基本指針の発出 ・ 平成17事務年度より実施する検査上の運用改善の公表 ・ 社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人投資信託協会に対する認定個人情報保護団体として認定 |
| 5日(火) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価に関する有識者会議開催 |
| 6日(水) | アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回金融審議会金融分科会情報技術と金融制度に関するワーキンググループ開催 ・ 金融審議会金融分科会情報技術と金融制度に関するワーキンググループ座長メモの公表 ・ 第三分野の責任準備金積み立てルール・事後検証等ルールの公表 ・ 第11回企業会計審議会内部統制部会開催 |
| 7日(木) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果 ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催 |
| 8日(金) | アクセス
アクセス
アクセス
アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ EUにおける我が国会計基準の同等性の進展状況(CESRによる同等性評価の公表) ・ 中間論点整理～保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方～公表 ・ 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表 ・ 事務ガイドライン「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊:保険会社関係)」の一部改正(銀行窓口での保険募集関連) ・ 平成17検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画の公表 |
| 13日(水) | アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計審議会内部統制部会の公開草案の公表(パブリック・コメント) ・ 保険業法施行令の一部を改正する政令(案)及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメント結果の公表 |
| 15日(金) | アクセス

アクセス
アクセス

アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に関する総合的な監督指針及び金融先物業者向けの総合的な監督指針の一部改正 ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正 ・ 有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う証券取引法施行令及び内閣府令の一部改正(案)の公表 (パブリック・コメント) ・ 証券会社向けの総合的な監督指針の策定 ・ 第10回企業会計審議会監査部会開催 |
| 19日(火) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室業務開始 |
| 20日(水) | アクセス

アクセス
アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み期間における情報セキュリティに係る注意喚起 ～フィッシングやスパイウェアへの対応について～ ・ 企業会計審議会監査部会の公開草案の公表(パブリック・コメント) ・ IOSCOアジア太平洋地域委員会「アジア太平洋地域における債券市場調査結果」及び「分析と課題」を公表 |
| 22日(金) | アクセス | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社もみじホールディングスに対する行政処分 |

- [アクセス](#) ・ 株式会社九州親和ホールディングスに対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ 株式会社三井住友フィナンシャルグループに対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ 金融機関における個人情報管理態勢に係る一斉点検の結果等の公表
 - [アクセス](#) ・ 「行政処分事例」の公表
- 26日(火)
 - [アクセス](#) ・ 平成17年度金融庁政策評価実施計画の策定
 - [アクセス](#) ・ 株式会社ウエストミンスターに対する行政処分（関東財務局長処分）
- 27日(水)
 - [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に関する情報提供件数等の公表
 - [アクセス](#) ・ 「金融検査指摘事例集」及び「意見申出事例集」の公表
- 28日(木)
 - [アクセス](#) ・ 有限責任事業組合契約に関する法律の施行に伴う証券取引法施行令及び内閣府令の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果
 - [アクセス](#) ・ 平成17事務年度中小・地域金融機関向け監督指針の公表
 - 金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループ開催
 - 財務局長会議開催
- 29日(金)
 - [アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
 - [アクセス](#) ・ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その33）の発出
 - [アクセス](#) ・ 17年3月期における不良債権の状況等（ポイント）の公表
 - 第6回資金業制度等に関する懇談会開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。